

消費税が8%に引き上げ

介護保険サービス・ユニティサイクルの利用料金が変更 4/1(火)~

4月1日(火)から消費税法等の一部が改正され、税率が8%になります。

詳しい改正内容につきましては、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

☎ 0570(200)123

HP <http://www.tenkasou-dan.go.jp>

なお、税に関する問い合わせは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

○深川地区にお住まいの方
江東西税務署(猿江2-16-12)
☎(3633)6211

○城東地区にお住まいの方
江東東税務署(亀戸2-17-8)
☎(3685)6311

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

政府としては、消費税率の引き上げに当たって、事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう対策を講じており、転嫁価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置しています。

【開設時間】平日午前9時~午後5時(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

この改正により、改定前と同量の介護サービスを利用しても

○消費税8%に伴う利用料金の変更については、3月下旬に介護サービス利用者宛お送りする「給付費通知書」でもお知らせします。

☎(3647)9498

介護サービスの負担額が変更

区の介護保険サービスの利用料金(利用者負担額)が4月1日(火)から改定されます。改定率はサービスの種類により若干異なりますが、平均で0.63%です。

この改正により、改定前と同量の介護サービスを利用しても

☎(3647)800152

☎(3647)8004・8093

区役所一部で水曜夜間の延長窓口を廃止 納税課・介護保険課は3月まで 4/2(水)~

本庁舎で毎週水曜日午後5時から午後7時まで延長して収納業務を行っている窓口のうち、次の窓口を廃止します。24時間いつでもどこでも納付が可能なコンビニ納付やモバイルレジ納付をご利用ください。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いいたします。

【廃止時期】4月2日(水)以降

【廃止窓口】

- 納税課(区役所5階7番窓口)
- 介護保険課(区役所3階6番窓口)

☎(3647)2063

☎(3647)9493

区分支給限度額を超えてしまう場合があるため、区分支給限度額も同様に(0.650.7%程度)改定されます。

被保険者証に記載されている支給限度額(単位数)は、介護認定の有効期間が26年4月1日を超える場合、改定後の単位数に読み替えますので、そのままご利用ください。

なお、特定福祉用具販売および住宅改修の支給限度額、施設を利用した場合の居住費・食費にかかると負担限度額については変更ありません。

○在宅サービスの利用者負担額の変更等は、ケアマネジャーにおたずねください。

○施設サービスの利用者負担額の変更等は、施設に直接おたずねください。

介護課税課

☎(3647)9498

介護課税課

☎(3647)9498

介護課税課

☎(3647)9498

介護課税課

☎(3647)9498

江東ざびんがカード事業終了 新たにだれでも使える クーポン(特典)を準備中 3/31(月)

平成26年度からは、登録店から提供されるクーポンを、ホームページや情報誌から取得し提示すれば、誰でも割引や無料提示の特典が受けられる江東お店の魅力発掘発信事業が始まります。また、クーポン提供のほか、区内のお店を積極的に取材

して、地域でのお買物やお食事等に役立つ魅力的な情報等もホームページや情報誌で発信していきます。新ホームページ等の開始時期については、今後ホームページ等でお知らせする予定です。

☎(3647)9502

ユニティサイクルの料金が変更

消費税引き上げに伴い、区で実証実験をしている臨海部ユニティサイクルの利用料金が4月1日(火)から改定されます。改定後の利用料金(税込)は左表のとおりで、税抜価格は変わりません。

【利用方法についての問合せ先】
☎0120(053)537

HP <http://kcc.docomo-cycle.jp/koto>

実証実験全般についての問合せ先まちづくり推進課まちづくり担当 ☎(3647)9714

実証実験全般についての問合せ先まちづくり推進課まちづくり担当 ☎(3647)9714

実証実験全般についての問合せ先まちづくり推進課まちづくり担当 ☎(3647)9714

実証実験全般についての問合せ先まちづくり推進課まちづくり担当 ☎(3647)9714

料金プラン	利用可能時間	基本料金	利用料金
1回会員	貸出・返却とも24時間(試行中)	なし	最初の60分: 103円/回 60分超過後: 103円/30分
月額会員	*一部ステーションは時間制限あり	1,029円/月	最初の60分: 0円/回 60分超過後: 103円/30分
1日パス		515円/日	発行日の24時まで何度でも利用できます

※記載金額はすべて税込

国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除申請・学生納付特例申請ができる対象期間が拡大 4/1(火)~

経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難な場合に、保険料免除申請をして承認を受けると、保険料の納付が全額または一部免除(若年者納付猶予は全額納付が猶予)される制度があります。また、20歳以上の学生の方は同様の学生納付特例制度があります。

4月1日(火)からは、申請時点の2年1か月前の月分以降の申請ができるようになります(4月2日(水)まで申請の場合のみ平成24年2月分保険料の申請ができます)。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

生活保護等相談窓口が一部の地区で変更

東砂6~8丁目・南砂1~7丁目・新砂1~3丁目は相談窓口が保護第一課に

4月1日(火)から、福祉事務所保護第一課・保護第二課の担当地区の一部を変更します。

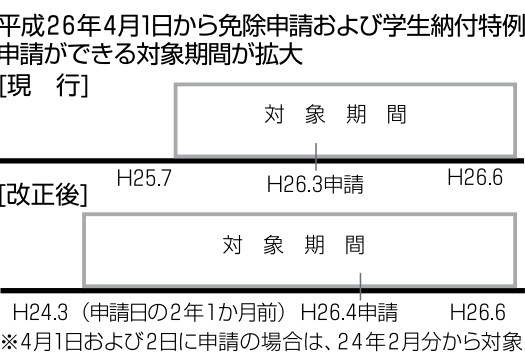
これまでは、深川地区を保護第一課、城東地区を保護第二課が担当していましたが、城東地区のうち、東砂6~8丁目・南砂・新砂については、保護第二課から保護第一課(江東区役所2階)に担当が変更となります。詳細は、お問い合わせください。

☎(3647)1131

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。



免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

変更地区	旧	新	担当業務
東砂6~8丁目・南砂1~7丁目・新砂1~3丁目	保護第二課(総合区民センター1階)	保護第一課(江東区役所2階24番)	生活保護・中国残留邦人支援生活相談・母子相談・婦人相談家庭相談・住宅支援給付事業など

☎(3637)2701

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。

免除申請は申請者本人、配偶者および世帯主の該当年度の前年所得により、日本年金機構で審査され、若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、申請者本人と配偶者の該当年度の前年所得によって審査が行われます。